

山梨県災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を促進し、地震発生時の建築物倒壊による道路の閉塞を防ぎ、住民の避難路や緊急車両の通行を確保することを目的として、沿道建築物の耐震診断及び耐震化に要する経費を助成する市町村に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法令、規則及び国の要綱・関係通知の定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 通行障害既存耐震不適格建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条第3項第1号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）をいう。

(2) 耐震診断

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）の別添第1「建築物の耐震診断の指針」に規定する方法により、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項各号に掲げる者が行う建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。

(3) 指定評価者

補助金の交付建築物の耐震診断の結果及び耐震改修計画の評価や判定を行うための専門知識を有するとして知事が認める機関をいう。

(4) 耐震化

耐震設計、耐震改修、建替え及び除却をいう。

(5) 省エネ基準

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

(6) 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域をいう。

(補助金の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市町村が国の補助を受けて実施する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震化に要する経費に対して補助金を交付する事業とする。

なお、補助事業の対象となるものは、次に掲げる要件に適合するものでなくてはならない。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された建築物であること。
- (2) 国又は地方公共団体が所有するものを除く。

- (3) 建替えの場合は、従前の建築物を除却すること。
- (4) 住宅の建替えの場合は、原則として土砂災害特別警戒区域外に存すること。ただし、令和3年度までに事業（設計）に着手している場合は除く。
- (5) 建替えの場合は、原則として省エネ基準に適合すること。ただし、令和3年度までに事業（設計）に着手している場合は除く。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条に規定する事業に必要な経費のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、第1号については、令和5年度末までに着手した事業に限る。

- (1) 耐震診断に要する経費（設計図書の復元費用等、指定評価者の判定に要する経費を含む。）
- (2) 耐震設計に要する経費（指定評価者の判定に要する経費を含む。）
- (3) 耐震改修及び建替えに要する経費
- (4) 除却に要する経費（前号の助成を受けて耐震改修を行った建築物を除く。）

2 補助対象経費は、別表1に掲げる補助対象経費の限度額欄に掲げる額を限度とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条第1項各号に掲げる経費で、別表1に定める補助率により算定した額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請及び交付決定）

第6条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、事業着手前に補助金交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請にあたっては、別表2に掲げる書類を添付しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、市町村長に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、補助金変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更（補助金交付決定額に変更のない場合をいう。）についてはこの限りではない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(3) 補助事業を予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに未完了報告書（第5号様式）を知事に提出してその指示を受けること。

（変更の承認等）

第8条 知事は、前条第1号の規定による補助金変更承認申請書を受領したときは、その内容を審査し、

変更の必要があると認めた場合は、補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により、市町村長に通知するものとする。

- 2 前項の申請にあたっては、別表2に掲げる書類を添付しなければならない。
- 3 知事は、前条第2号の規定による中止（廃止）承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、支障がないと認めた場合は、中止（廃止）承認通知書（第7号様式）により、市町村長に通知するものとする。

（状況報告）

第9条 知事は、この要綱の施行のために必要な限度において、補助対象事業の適正な遂行を確保するため、交付決定者に対し、報告を求め、又は調査することができる。

（実績報告）

第10条 市町村長は、補助事業を完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、別表2に掲げる書類を添付しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 知事は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その実績報告書に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（第9号様式）により市町村長に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 知事は、前条の規定による額の確定後に、補助金を交付するものとする。

（指導等）

第13条 知事は、補助事業の適正な執行を確保するため、市町村に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

（書類の保管）

第14条 市町村は、この補助事業に関する書類を整理し、補助事業を完了、若しくは廃止した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補足）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から改正施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から改正施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から改正施行する。

この要綱は、令和元年10月1日から改正施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から改正施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

別表1（第4条、第5条関係）

経費区分	補助対象経費の限度額	補助率
<p>耐震診断に要する経費 （設計図書の復元費用等、指定評価者の判定に要する経費を含む。）</p>	<p>1. 耐震診断費</p> <p>1) 面積 1,000 m²以内の部分は 3,670 円/m²以内</p> <p>2) 面積 1,000 m²を超えて2,000 m²以内の部分は 1,570 円/m²以内</p> <p>3) 面積 2,000 m²を超える部分は 1,050 円/m²以内</p> <p>ただし、設計図書の復元、指定評価者の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、1,570,000 円を限度として加算することができる。</p>	<p>補助対象経費の 1 / 4 以内かつ市町村が補助する額から国の補助金を控除した額の 1 / 2 以内</p>
<p>耐震設計に要する経費 （指定評価者の判定に要する経費を含む。）</p>	<p>1. 耐震改修に関わる設計費</p> <p>1) 面積 1,000 m²以内の部分は 2,100 円/m²以内</p> <p>2) 面積 1,000 m²を超えて2,000 m²以内の部分は 1,570 円/m²以内</p> <p>3) 面積 2,000 m²を超える部分は 1,050 円/m²以内</p> <p>2. 建替えに関わる設計費</p> <p>耐震改修に要する経費相当分を建築工事とした上で、国の補助金の算出方法に準じて算出した額</p>	<p>補助対象経費の 1 / 6 以内かつ市町村が補助する額から国の補助金を控除した額の 1 / 2 以内</p>
<p>耐震改修、建替え又は除却に要する経費</p>	<p>1. 耐震改修工事費</p> <p>1) 住宅（木造）については、 13,700 円/m²以内</p> <p>2) 住宅（非木造）については、 34,100 円/m²以内</p> <p>3) 住宅以外については、 51,200 円/m²以内</p> <p>4) Is 値が 0.3 未満については、 56,300 円/m²以内</p>	<p>補助対象経費の 1 / 6 以内かつ市町村が補助する額から国の補助金を控除した額の 1 / 2 以内</p>

	<p>2. 建替え工事費</p> <p>建替えに要する経費とする。</p> <p>なお、第1号の耐震改修工事費(従前の建築物の延べ面積を算定根拠とする)により算定された額を限度とする。</p> <p>3. 除却工事費</p> <p>除却に要する経費とする。</p> <p>なお、第1号の耐震改修工事費(従前の建築物の延べ面積を算定根拠とする)により算定された額を限度とする。</p>	
--	---	--

別表2 添付書類

申請書の種類	様式	添付図書
災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付申請書	第1号	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請額の算出方法（別紙1） ・ 算定内訳（別紙2～4）※費用区分に応じたもの ・ 収支予算書又はこれに代わる書類 ・ その他知事が必要と認める書類 <p>【耐震診断】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 診断技術者の資格を証する書類（写） ・ 耐震診断見積書（写） <p>【耐震設計】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計者の資格を証する書類（写） ・ 耐震診断結果報告書（写） ・ 設計工程表（概要で可） ・ 設計見積書（写） <p>【耐震改修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断結果報告書（写） ・ 補強計画に係る指定評価者の判定書（写） ・ 工事行程表（概要で可） ・ 工事見積書（写） <p>【建替え及び除却】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断結果報告書（写） ・ 工事行程表（概要で可） ・ 工事見積書（写）
災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付決定通知書	第2号	
災害時避難路通行確保対策事業費補助金変更承認申請書	第3号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請額の算出方法（別紙1） ・ 算定内訳（別紙2～4）※費用区分に応じたもの ・ 変更増の場合は、収支予算書又はこれに代わる書類 ・ 申請内容の変更を示す図書
災害時避難路通行確保対策事業費の中止（廃止）承認申請書	第4号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付申請書の写し ・ 交付決定書の写し
災害時避難路通行確保対策事業費の未完了報告書	第5号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施状況表（任意書式）

災害時避難路通行確保対策事業費補助金変更交付決定通知書	第6号	
災害時避難路通行確保対策事業費の中止（廃止）承認通知書	第7号	
災害時避難路通行確保対策事業費補助金実績報告書	第8号	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付決定通知書（写） ・ 完了実績一覧表（別紙5） ・ その他知事が必要と認める書類 <p>【耐震診断】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断結果報告書 ・ 指定評価者の判定書等 <p>【耐震設計】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震設計の概要図面等 ・ 指定評価者の判定書等
災害時避難路通行確保対策事業費補助金の額の確定通知書	第9号	